

平成29年度 心の健康委員会事業概要

【委員会の開催】

- (1) 期 日 ・第1回
- ・第2回 11月29日(水)
- (2) 内 容 「心の健康」講演会の計画と事例研修

【「心の健康」講演会】

- (1) 期 日 平成29年12月15日(金)
- (2) 会 場 関市文化会館 小ホール
- (3) 講 師 小森正悟法律事務所
弁護士 小森 正悟 氏
- (4) 演 題 「いじめ問題の捉え方 ～法的観点と教育的観点の異同を踏まえて～」
- (5) 講演録



1 はじめに

最初に皆さんにお尋ねしますが、弁護士による講演や講義を聞くのは初めてという方はどのくらいみえるでしょうか。

皆さんの様子からすると、弁護士が教育関係者の方にお話をする機会は少ないのかもしれませんが。皆さんにとって弁護士はあまり身近な職業ではないと思いますので、弁護士業界のことを少しご紹介させていただきます。

平成29年3月における岐阜県弁護士会の会員数は194名です。岐阜県全体の数字としては少ないという印象をお持ちになるかもしれませんが。しかし、私は平成16年に岐阜県弁護士会に登録換えしたのですが、当時はちょうど100名くらいでした。この10年強で、100名程増加しました。女性弁護士も当時は10名くらいだったのが、現在では36名まで増えています。岐阜県だけではなく、全国的に、弁護士の数は増加傾向にあります。

今日のお話の中で、訴訟や紛争について話題にしますが、一般の方にとって弁護士へのアクセスは、昔に比べて容易になっています。そのため、近時は、学校事故、体罰、教育問題、いじめ問題

等の学校に関する紛争に弁護士が登場することも多くなってきているという印象があります。

次に、私の経歴ですが、先程ご紹介いただきましたように、岐阜県いじめ防止等対策審議会の委員長を務めております。また、今年度は、岐阜市の教育振興基本計画検討委員会の委員をさせていただいております。

また、弁護士会は「会務活動」といいまして、人権擁護のための奉仕活動をしてはいますが、私は、先ほどご紹介いただいた「法教育」をライフワークとしています。岐阜県弁護士会の中に「法教育委員会」が設置されており、その委員長を務めております。法教育委員会の活動ですが、小学校、中学校、高校に弁護士を派遣し、法教育はもちろん、裁判に関する話とか、キャリア教育なども担当させていただいております。岐阜県弁護士会のホームページを覗いていただければ「出前授業始めました」というバナーがありますので、そこから派遣申込をしていただければと思います。ちなみに、派遣費用についてご質問をよくいただきますが、教育機関への講師派遣は無料で行っております。本日お集まりの皆さんにおかれましては、

是非、気軽に岐阜県弁護士会までお問い合わせください。

以上、自己紹介を兼ねて冒頭のお話をさせていただきました。

さて、本日のお話でご留意いただきたい点をいくつか申し上げます。

まず、本日は、「いじめ問題の捉え方」というテーマでお話をいたします。「目の前に発生している具体的ないじめ問題に対してどのように対応すべきか」を検討していく前段階において、子ども間のいわゆるいじめ事象をどのように捉えて整理すべきか、その段階のお話をさせていただきます。

次に、細かい話ですが、小学校の子どもを「児童」、中学校、高校だと「生徒」と呼ぶと思いますが、私の今日のお話は、小中高の区別なく該当すると考えております。

最後に、本日お話しする内容は、私の個人的な所見を述べるものです。私の所属する委員会や団体の見解とは異なる場合もある事をご承知おき下さい。

2 いじめ問題への二つのアプローチ

(1) 二つの格言

それではいじめ問題のお話をさせていただきます。

いじめ問題の捉え方ですが、二つのアプローチがあると考えています。

いじめ問題には二つの格言があります。一つ目は「いじめは人間として絶対に許されない」。この言葉は、どの学校でも、児童生徒やPTA等に対して、いじめは人間として絶対許されないことである、どんな理由があっても正当化されるものではないという話をしていただいていると思います。

二つ目は格言と言いますか、肝に銘じなければいけないことですが、「いじめが発生することはある意味必然」と言われます。教育関係者の皆さま

まならご承知の通り、学校は、精神的、肉体的に未成熟な子供達が集団生活を送る場です。そういう場では、色々な子供たちが交わる中で少なからず相性が良くない子がおり、衝突が生じます。子ども同士のあらゆるトラブルを未然に防ぎ、いじめを発生させないということは、現実的に不可能です。

このとおり「いじめ」とは、一方では絶対にあってはならないこと、けれども、他方ではある程度発生することを想定しなければなりません。

この二つの側面の関係ですけれども、一つ目「人間として絶対許されない」という格言は、「教育的見地から見たいじめ問題への向き合い方」と整理ができると思います。他方、二つ目「いじめが発生することはある意味必然」という格言は、「いじめ事象の予防や事象発生後の組織的な対応のための向き合い方」であり、この中にいわゆる「法的対応」も含まれてくると思います。

(2) 法的対応とは何か

教育的対応は皆さん専門でいらっしゃると思いますが、法的対応の方は必ずしもそうでないと思います。まずは、いじめ問題に限らず、法的対応とは何かということを簡単に押さえておきます。そのために、法律の仕組みを簡単にお伝えします。

法律がどのように出来ているかといいますと、例えば、民法709条であれば、「故意又は過失によって他人の権利を侵害した場合に損害賠償責任を負う」という内容が書いてあります。分解しますと、「故意または過失による行為」という事実、「被害者に損害が発生した」という事実、そして故意または過失による行為と損害の間の「因果関係の存在」という事実。これら三つの事実が揃ったときには、被害者から加害者に対して損害賠償請求権が発生するという仕組みです。言い換えますと、これら要件となる各事実が扉の鍵のようなものであり、Aという鍵、Bという鍵及びCという鍵が揃って初めて扉が開く（定められ

た効果が発生する) という仕組みです。

次に、その鍵となるAからCの事実の有無をどのように判断するかというと、証拠を基に判断することになります。権利が発生すると主張する当事者は、要件となる事実AないしCが全て存在することを主張立証します。逆に、権利が発生しないと主張する方は、事実AないしCのうち、たとえばBが無いといった反論をします。簡単には、法に基づいて効果が発生する仕組みは以上のとおりです。

「法的対応」というと、すぐに弁護士や警察による対応を意味するとか、裁判所で解決することを目指すといった印象を持たれるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。それらは法的対応の場面の一つではありますが、全てではありません。

法的対応において取るべき順序は、次のような整理になります。

- ①事実を調査・確認し、事実を特定する。
- ②その事実を裏付ける証拠の有無を確認する。
- ③証拠に裏付けられた事実が、法に定められた要件となる事実(先ほどの事実ABC)を充足するかを検討する。
- ④その結果、法に定められた権利義務が発生する(または発生しない)という効果を確認する。

このような思考をすることで、目の前にある具体的な事象について、法的な観点から誰にどのような権利や義務が発生するか、あるいは発生しないか、という法的結論が導かれます。そして、その「法的に導かれる結論を踏まえて事前・事後の対応をすること」を法的対応と呼んでおります。

裁判の場であれば、紛争について導かれた法的な結論、例えば誰かが誰かに対して損害賠償をしなければいけない、といった判決が出れば、その通りの対応をすることになります。

しかしながら、必ずしも法的結論の通りに対応することのみを法的対応と呼ぶわけではありません。

せん。例えば、法的結論としては、損害賠償をしなくてもいいけれども、様々な事を考慮すると、一定の金銭を払って紛争を解決しておくという選択肢を取る場合があります。この場合に法的対応ができていない、ということではありません。

繰り返しになりますが、法的対応というのは、「法的に導かれる結論を踏まえて具体的な対応指針を出す」ということです。

いじめ事案のご相談で、学校関係者の方から、「法律ではこういう責任が学校に発生するのでしょうか」「教員がこういう対応をしなければならぬ法的責任はあるのでしょうか」と質問をいただきますが、多くの事案では、「そういう法的責任まではありません」という法的な帰結を回答させていただくことが多いです。

ただ、法律に基づく法的効果としてはそのような対応をすべき義務が導かれないからといって、学校としてそういう対応をしなくてもよいかというと、それは別に検討すべき問題です。法的な帰結としては対応が不要であるという理解を前提にしつつ、実際の対応を検討することになります。「相手方が執拗に要求してくるから、要求を抑えるためにとにかく対応した」というのと、「法的には対応しなくてもいいけど、諸事情を考慮して対応した」というのでは意味が異なります。

(3) 二種類の対応の考え方の違いの一例

法的対応と教育的対応の考え方の違いの一例をここでご紹介したいと思います。

教師が教室に入ると、黒板に子どもの字で『○○君は消えてしまえ』と書いてあったとします。本日は、教育関係者の皆さんが多いと思いますが、この事象にどう対応しますか。

これは正解がある問いではありません。敢えて、法的対応と教育的対応の観点に分けて考えてみます。

教育的対応であれば、子どもたちが教室に帰ってくる前に、黒板の文字を消してしまうことが考えられます。この事象はどうみてもいじめであっ

て、被害者の子が見ると傷つくだろうし、他の子に見せるわけにもいかないから、子どもが気付く前に消しておく、という対応が教育的対応のひとつかもしれません。他方で、法的対応の観点からはどう考えられるでしょうか。例えば弁護士がこの場面に遭遇しますと、反射的に写真を撮り、いじめが存在した事実として証拠を保全すると思います。これは極端な例ですが、法的対応と教育的対応の違いを象徴する事例という趣旨でお話しさせていただきました。

先程申し上げたとおり、これはどちらが正しいという訳ではなく、いじめ問題で具体的な対応を決めていく際には、こういった異なる観点があるということを押さえていただきたいと思います。

二つの観点からの対応のうち、教育的対応は、いじめをどのように解決していくかという、皆さんが現場で苦勞しながら対応いただいているところですが、法的対応については、皆さんなじみがないと思いますので、本日はいじめ問題を法的に捉える場合に、どんな観点があり、どういう現状があるかということをお伝えしたいと思います。

3 「いじめ」の定義の変遷

まず、いじめの定義の変遷を簡単に確認させていただきます。

以前の文科省の定義は「自分より弱者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」という内容でした。また、本日参考として挙げましたのは、東京地裁八王子支部平成3年9月26日判決です。この判決は、いじめに基づく損害賠償の成否が争われた事件ですが、裁判所は、いじめとは「学校及びその周辺において、生徒の間で、一定の者から特定の者に対して集中的継続的に繰り返される心理的、物理的、暴力的な苦痛を与える行為」と判断しました。この判決の判旨と以前の文科省の定義とは、ほぼ同じ意味合いで

あり、これが伝統的ないじめの定義と違って差し支えないと思います。

それでは、現在の定義ですが、これは皆さんご存知の通り、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。長い文で書かれていますが、要するに、ある児童に対して別の児童が心理的、物理的な影響を与える行為であって、かつ、その対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの、と定義されました。

後段は、いわゆる「被害者主観の基準」を採用したといわれています。対象となった児童がどう感じたかという、被害者の主観を要件の一つとしています。また、前段も、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為とあり、力の強弱などは前提にされていません。したがって、前段も後段も、いじめの定義は広がったといわれております。

以前の文科省の定義ではいじめにあたらなかった事象が、現在のいじめ防止対策推進法の定義では、いじめに該当するということです。

4 「いじめ」に該当＝違法行為なのか

次に、ある行為が、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法における現在の「いじめ」の定義に該当した場合に、その行為が違法な行為だと法的に評価されるのか否かについて考えていきたいと思ひます。

最近の教育現場では、子ども同士にトラブルがあった時に、保護者から「これはいじめに該当します」とか「この問題を解決するためには提訴を視野に入れています」とか「いじめの責任の有無を裁判所に判断してもらおう」とか、裁判所や弁護士を入れて法的に解決するんだという発言を

聞くようになりました。果たしてこの保護者が言うとおり、「いじめ」に該当すれば、裁判所は学校に法的な責任があると判断しているという実情があるのでしょうか。

(1) 裁判所はいじめの有無を判断してくれるか

このような保護者の訴えは、裁判所が「いじめの有無」を判断してくれることが前提になっています。そこで、まずはこの点を確認したいと思います。裁判所が「いじめ事案」に対して判断する際の一般的な考え方を紹介させていただきます。(東京地裁平成 27 年 5 月 14 日平成 25 年 (ワ) 第 34437 号損害賠償請求事件)。

この事件は、同級生の「いじめ」により子供が不登校になったので、その同級生の両親に対して損害賠償金(慰謝料)の支払を求め、また、学校設置者である自治体にも損害賠償金の支払を求めたという、典型的ないじめ裁判の事案です。

この判決では、「特定児童の行為が他の児童にとって不愉快なものであったと認められたとしても、そのことから直ちに客観的に見て違法の不法な行為として損害賠償責任を生じさせるとは解されない」と書かれています。すなわち、ある児童の行為が、対象となった子にとって不愉快だからといって、その行為が直ちに違法の不法な行為として損害賠償責任を発生させることはないことがまず確認されています。

このように述べた理由ですが、「小学校は、未だ人格的に未成熟な児童が、他の児童との集団生活を通じてその人格を形成陶冶する場であり、その過程においては、不愉快な経験をすることも想定されるところで、不愉快な思いをしたこと自体から直ちにそれを惹起した行為を逐一不法行為として損害賠償請求権を発生せしめることは、上記の小学校の意義にそぐわないと言うべき」とされています。だから、誰かが不愉快な行為をしたからと言っても、常に法的に違法な行為として損害賠償責任を発生させるものではないというこ

とです。では、どのように損害賠償責任を発生させる不法行為の該当性を判断するのでしょうか。判決の中で次のとおり書かれています。

「いろいろな状況を総合的に勘案した上で、それが社会通念上許容される限度を超え、客観的に違法な不法行為として損害賠償請求権を生ぜしめるべきものか否か」を判断するとされています。

さらにその次ですが、『いじめ』という概念は、その内包及び外延のいずれもが曖昧かつ不定型であるから、『いじめ』に該当するか否かという仕方では不法行為として損害賠償責任を判断することは相当でない』と結論付けています。

つまり、裁判においては、加害児童の被害児童に対する行為が「いじめ」に該当するか否かについて、必ずしも判断されるわけではないということです。損害賠償責任の有無を判断するためには、「いじめ」に該当するかどうかではなく、社会通念上許される限度を超えた違法な行為かどうか、例えば、児童同士の力関係とか、継続的なものか、突発的なものか、計画的なものか、これらの事情を総合的に考えて社会的に許されるのか否か、限度を超えているか否かを判断することになります。言い換えれば、裁判所は、あくまでも「社会的に許される限度を超える行為があったかどうか」という事実の有無を判断するものであって、「いじめがあったかどうか」を判断するものではないということです。

「いじめ」の定義と不法行為の範囲が一致するわけではなく、不法行為の範囲の方が狭いことから、ある児童間の行為が「いじめ防止対策推進法」にいうところのいじめには該当するけれども、不法行為には該当しないということは、いくらでもあるわけです。そうすると、裁判所にとって、「いじめにあたるかどうか」は、損害賠償責任の有無という結論を導くために必要な判断事項ではないということになります。

いじめ防止対策推進法が施行されたことにより、世間では、同法が定義するいじめがあるのか無いのかということが、学校の法的責任の有無に

直結すると捉えられている傾向にあります。しかしながら、裁判の中では「いじめ」の有無について判断していないものが多いということです。

(2) 「いじめの有無」と「責任の有無」とが必ずしも一致しない

仮に裁判で「いじめの有無」が判断されたとしても、「いじめの有無」と「加害者とその保護者、学校の責任の有無」が一致しないことがあります。

なぜならば、裁判において学校や教師の責任が認められるためには、いじめの事実のほか、いくつかの要件を全て充足する必要があるためです。ここは法律的な話になりますので、簡単に説明したいと思います。

ア 社会通念上許容される範囲を超えて、特定児童に不愉快な思いを惹起させた行為の存在

先程お話ししたとおり、いじめ防止対策推進法の定義するいじめではなく、社会通念上許容される範囲を超えているいじめの事実の存在が要件となります。

イ 教師において予見可能性があること

次は「過失」の要件です。教師において、いじめの発生に対する予見可能性が無ければ、防ぎようもありませんので、教師が事前に予想できたことが要件となります。

1回目の「いじめ」と言いますか、最初の事象については、なかなか予見可能性は認め難いというのが一般的な考え方です。先行する事象があれば、再発を防止しなければならない要請は高くなりますので、予見義務違反は、いじめの再発とか継続といった事案において認められやすい傾向にあります。

ウ 教師が結果回避義務に違反していること

たとえば、子供が自死に至ったケースを考えます。学校側、教師としてはいじめ事象に対して適切な対応をとり、加害者側にも指導をして、被害

者側にも配慮をし、できることは尽くしたけれども、重大な結果が発生してしまうこともあります。学校・教師の責任は結果責任ではありませんので、結果回避のための方策を果たしていたと評価されれば、学校・教師に過失が認められないこととなります。

エ 生じた損害と上記義務違反に相当因果関係があること

近時、マスメディアでは、いじめに端をする自死事案において、遺族が学校に対して損害賠償請求をする構図の事件が取り上げられることが多いです。しかし、「いじめ」認知件数を母数とした場合に、「自死」の結果が生じるケースは、ごくごく稀です。従って、このような自死事案では、教師あるいは学校が、この生徒は自死に至るかもしれないという特別な結果を予見していたとか、あるいは過失によってその結果を予見できなかった場合に、はじめて自死の結果との法律上の因果関係が認められることとなります。

このとおり、被害者側からの損害賠償請求が認められるためには、アからエの要件を充足する必要があります。これらを踏まえて、被害者側による損害賠償請求が、裁判所に認めてもらえない典型的なパターンを3つ挙げます。

まず1つ目として、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義が極めて広いため、これに該当する行為だからといって直ちに違法な行為とは評価されないことです。先ほどから述べておりますとおり、同法による「いじめ」が存在したとしても、その行為が、社会通念から見て、我慢出来る範囲を超えていると多くの方が評価できなければ、この要件を満たさないわけです。この場合は、裁判所は、次の要件の検討にすら入ってくれません。

2つ目として、仮に、社会通念上許容される範囲を超えるいじめ行為、つまり旧来の定義の「いじめ」があったとしても、学校や教師に過失が無

ければ、その責任は認められません。

そして3つ目が因果関係を欠く場合です。旧来の定義の「いじめ」の事実と学校や教師の過失も認められたとします。しかし、被害生徒が不登校になったり、精神的に病んでしまったり、場合によっては自死に至ったという生じた結果との因果関係までは認められないとする裁判例は少なくないのです。この場合、認められる金額は僅かな慰謝料であり、金額の話をしては仕方がないかもしれませんが、何十倍と差があります。このような判決は、被害者側にとっては敗訴の部類に入ります。被害者側は、重大な結果が生じたのは、いじめこそが原因であると認めて欲しいために訴訟を起こしているためです。

以上のとおり、「いじめ」を受けたと思った側が裁判所に訴えても、希望どおりの結果を得るためのハードルがとても高いということがお分かりいただけるとと思います。

小括となりますけれども、いじめ防止対策推進法の定義する「いじめ」に該当する事象があった場合に、直ちに民事・刑事の世界においても違法な行為と評価されるはずだという主張は、法的には正しくないということになります。

もちろん、同法の「いじめ」に該当し、かつ民事・刑事上の評価としても違法行為となるというケースもありますけれども、常にイコールでないことを押さえてください。

5 いじめ事案は「裁判での解決」に馴染むのか

次に、いじめ事案は「裁判での解決」に馴染むのかという観点からお話をします。先程は、被害者側が裁判で満足を得るには高いハードルがあることをお話ししましたが、それでも、一定数のいじめ事案に関する裁判が存在します。

背景には、冒頭に申し上げたように、弁護士にアクセスしやすくなったとか、或いは市民の方の権利意識の高まりもあると思います。そうすると、被害者側の保護者としては、学校側の対応が納得

できない時に、やっぱり裁判所に事件を持って行きたいという気持ちになるかも知れません。たとえば、先程のハードルがあったとしてもです。

また、裁判は起こさなければ絶対に勝てません。そういう意味では、僅かでも勝てる可能性があるのなら提訴するという判断もあり得ます。

しかしながら、ここで立ち止まって考えていただきたいのが、被害者側の請求が認められるか否かとは別の観点として、そもそも、裁判の手續が、いじめ事案の解決に馴染むのかという点です。最初に結論を申し上げれば、私は、裁判の手續はいじめ問題の解決に向いているとはいえないと考えております。以下、その理由をいくつか挙げます。

(1) いじめ事案が裁判向きではない理由

ア 学校は児童生徒との継続的關係が前提

学校は、いじめ事案に接した場合、事実を調査し、解決して、モニタリングするという、一連の流れの中で対応します。現場に生じるいじめ事案は、解決した事案ですら常に現在進行形であって、止まっている事案とか、過去の事案があるわけではありません。先程、法律の仕組みを申し上げましたが、要件となる事実AないしCは、全て過去の事実です。基本的には、当事者間で過去に起きた事件を解決するというのが裁判の本質です。

そうすると、今、目の前で生じているいじめの問題を、過去の問題を扱う裁判所を使って解決しようとするのは、そもそもミスマッチと言えます。

自死事案などは違う面がありますが、いじめ事案の対応と同時に、被害生徒の復学や進路も検討しなければならないような現在進行形の事案に対しては、裁判所は馴染まないと思います。

イ 教育的判断が重要であって、判決による裁断的解決がなじみにくい

裁判所は、原告が「被告は原告に対して100万円払え」という請求を立てたのに対し、判決で「100万円払え」とか「原告の請求を棄却する」

とか、あるいは、請求の一部を認めて「10万円払え」等、あくまでも原告の求めた請求内容が認められるか否かの裁断的な判断を行います。結論を出す過程においても、ルールにのっとり、法律で決められた要件事実が証拠で認められる否かを一つ一つ判断していきます。その作業は、学校現場がいじめの紛争を解決するために行っている教育的判断と全く別の作業です。いじめ事案の対応、特に現在進行形の事案への対応では、複眼的な視野のもと、教育的配慮に基づきその事案に応じた個別的で柔軟な判断をすることが少なからぬ意味を持つものだと思います。

また、裁判官は、教育の専門家ではありませんので、当該事案において学校や教師に余程の教育裁量の逸脱がない限り、教育的見地から学校の対応の可否を裁判所が判断することは難しいのです。

ウ 訴訟に要する平均的な期間

いじめ事案に限らず、裁判には時間がかかります。一例として、先程引用した裁判例をみますと、判決は平成27年5月14日ですが、事件番号は「平成25年（ワ）第34437号損害賠償請求事件」とあり、この事件は平成25年に提訴されたことがわかります。

裁判の期日は、1ヵ月から1ヵ月半に1回開かれます。そして、期日では基本的に書面の往復を行い、争点と証拠の整理をしていきます。その後、証人尋問ということになりますと、いじめ事案では関係者も多いので、証人尋問手続だけで3～4ヶ月かかることもあります。

私の感覚ですが、いじめ事案のような事実関係が複雑に絡み合う事件では、平均して第一審の判決までに2年程度は要すると思います。ましてや、控訴審、最高裁と進めば、確定的な判決を得るまでに更に年単位で時間を要します。

そうすると、不登校事案で裁判を起こしても、裁判所で確定判決を得るまでに、中高生であれば卒業してしまいます。その生徒の交友関係、心情

や環境などは、2、3年で随分変わります。周囲の環境が変化し、慣れて落ち着いたところに、2～3年前の学校の対応や加害生徒の行為が違法であったという結論が出たり、あるいは、違法ではなかったという結論が出た場合に、その生徒にとっての問題解決に裁判がどう役に立つのか疑問なところがあります。

エ 金銭的・時間的・心理的コスト

裁判に要する被害者側の金銭的コストとしては、直接的には弁護士費用くらいかもしれませんが、裁判を何回も傍聴するとか、弁護士事務所で何回も打ち合わせをする等で、仕事を休まなければならないこともあります。また、裁判には長時間かかることは先ほど述べた通りです。

そして、裁判に2年も3年もかかるとすると、その間は、その裁判のことを心のどこかで気にしながら生活を送らなければなりません。

私の場合は、依頼者からご依頼をいただいたら、「この事件のことでストレスを抱えて生活するなんて人生がもったいないですから、弁護士に依頼した以上は、この事件のことを忘れて生活してもらって構いません」とよく申し上げるのですが、やはり、事件当事者としては、そんな簡単に割り切れるものではないとも思います。

裁判を抱えていること自体が、当事者である子ども、その家族、加害者側も同様ですが、気持ちに区切りを付けられないとか、次の人生に踏み出せないとか、乗り越えていけない原因となっている面もあるのではないかと思います。

オ 裁判は「金銭賠償」が原則

先ほど申し上げたとおり、裁判所は教育の専門家ではありませんので、あくまでも損害賠償責任の有無及びその金額を判断します。民法では、損害賠償は金銭で行うことが原則と書かれていますので、損害を金銭的に評価して500万が相当である場合、結論として「500万円支払え」と書きます。つまり、裁判所は、金銭による賠償を命じ

る判決しかできません。

もっとも、いじめ裁判の中には、判決ではなく、当事者間で和解をして終局する事件もあります。和解では、金銭的なことだけではなく、例えば学校側や加害者側が、被害者側に対して遺憾の意を示すとか、謝罪をするとか、再発防止にしっかり取り組むといった、金銭賠償以外の内容を盛り込むことができます。

ただ、この和解の場合であっても、上記の内容が文字になったことが、被害者側の立ち直りにどの程度寄与できるのか、疑問なところもあります。もちろん、和解が成立したことが区切りとなって立ち直っている当事者の方もみえると思いますので、裁判による和解の意義を否定するものではないですが、裁判が果たして最善の選択肢であったかという点、そうとは言い切れない面もあるのではと思います。

以上の理由でもって、私は、原則として、いじめ紛争を解決するために裁判を選択することは、手段として馴染まないことが多いのではないかと考えております。

（２）裁判で真実は明らかになるのか？

以上のとおり、いじめ事案が裁判に馴染まないとしても、「真実を明らかにしたいので提訴する」という選択をするという方もいます。それは、裁判が解決に馴染むかどうかとは、別の観点からだと思います。つまり、真実解明機能を裁判所に期待してのことだと思います。

ところが、残念ながら、必ずしも裁判で真実が明らかになるとは言えないのが実務の現実です。私の感覚としましては、特に民事裁判の場合、裁判所には真実解明機能を期待し難いものだと思います。その理由を二つ申し上げます。

①提訴者が明らかにしたいと願う事実が裁判の結論を出すのに必要のない事実の場合

裁判は、原告（提訴者）の請求が認められるか

否かの結論を出すために必要な部分のみを判断するという仕組みになっています。

そうすると、被害者側の当事者が、「何月何日に学校で何があったか」を明らかにしたいと願っても、裁判所は要件となる事実の有無に限定して判断しますので、そのエピソードが要件となる事実だと裁判所から捉えてもらえない場合（つまり、その事実があろうがなかろうが判決における結論が変わらない場合）、その事実の存否は判断してもらえません。

②裁判所は提出された証拠から事実を判断しなければならぬというルールが存在

この点は、①よりも、裁判の本質的な問題です。裁判にはいくつかのルールがあります。その一つに、「当事者から提出された証拠のみから事実を判断しなければならない」というルールがあります。たとえば、裁判官が「自分はこの学校のPTAであり、こういう事実を知っている」とか「マスコミでこうやって報道されていた」などと、自分が知っていることやマスコミで報道されていることを勝手に判断の根拠としてはいけないということです。

提訴者が訴えている事実について相手方当事者がその存在を否定する場合には、提訴者（多くは被害者側）の側で、事実の裏付けとなる証拠を提出しなければなりません。いじめは隠れて行われることも多く、残念ながら事実を立証するための確かな証拠が無いことも多いのです。証拠が足りない場合は、提訴者にとっては不本意なことに、判決の中では「その事実は認められない」と判断されてしまいます。この判断は、証拠が足りなかったことを意味し、「提訴者が訴えた事実が真実ではなかった」ということを常に意味するわけではないのですが、負けた方としては、裁判で真実を明らかにできなかったという思いになります。

このとおり、私は、この二つの理由及び私の経験から、真実を明らかにしようと思って裁判をし

でも、その思いが達成できないことが多いと考えています。

このように考えてきますと、結局、いじめ問題を裁判所に持ち込んでも、なかなか良い解決に繋がらないことの方が多いのではと思います。

ただ、皆さんに誤解して欲しくないのは、それでも裁判所に期待する被害者、その保護者、或いは御遺族がいます。裁判所に自身の主張が認めてもらえたことによって、区切りが付き、次の人生に踏み出せたという被害者や御遺族の方もみえます。ですから、裁判に持ち込むことを全て否定するものではありません。

しかしながら、世の中に多くのいじめ事案がある中で、99%以上は裁判所に持ち込まれませんし、更に、裁判に発展した事案の中でも裁判所の解決が満足のいく結果に終わることは僅かだと思います。そうしますと、学校側も保護者側も、目の前の事案に対応するにあたっては、その事案が裁判の解決に馴染むごく僅かな事案に該当する可能性を検討するよりも、多くの事案が当てはまる裁判以外の対応を選択肢としていくべきだと考えています。

6 いじめ問題に対応する2つの枠組の整理

いじめ問題を裁判で解決することが困難であるとすれば、どのように対応すればよいのでしょうか。私は、2つの枠組という視点をもって対応すべきと考えます。

2つの枠組のうちの1つ目が「いじめ防止対策推進法に基づく対応」、2つ目が「在学契約・信義則に基づく対応」です。

簡単に言いますと、1つ目は、「どういった手続や仕組みで」そのいじめ事案に対応するかという観点です。そして、2つ目は、「どのような内容で」そのいじめ事案に対応するかという観点です。この2つの枠組を区別しつつ、両輪とすることが大切だと考えています。

(1) いじめ防止対策推進法に基づく対応

「いじめ防止対策推進法の基づく対応」とはどのようなものを理解するにあたっては、この法律の趣旨の理解が必要です。先程、この法律が施行された効果として、保護者に誤解のような対応が増えてきたという話をしましたが、まずはこの法律の趣旨を保護者も学校も正確に理解しないと、あるべき対応を誤ってしまいます。

先ほども触れましたが、まず、この法律の定義する「いじめ」を正確に理解することが大切です。定義を理解するポイントは次のとおりです。

まず、「いじめの主観主義的認定を採用したこと」、これは先程述べた通りです。被害者が「いじめ」と思えば「いじめ」とするということです。

次ですが、これは敢えて逆説的に言いますと、「いじめでないものまでいじめの枠で捉えている」ということです。「いじめでないものまでいじめ」というフレーズの最初の「いじめ」は、いわゆる社会常識的な意味で捉えた「いじめ」です。その程度に至らない事象までも、この法律では「いじめ」という枠組に入れていきます。

最後に、なぜ、そういった社会常識的にいじめとは言えない事象までも「いじめ」に取り込んで捉えたのかです。それは、この法律の狙いが「入り口段階で広く網にかけ、学校に一定の仕組みや手続で対応させる」というものだからです。

これらのポイントを総括しますと、この法律は、「いじめ」の定義を目いっぱい広くした上で、その事象に対し、法律が用意した仕組に則って対応させることを意図して作られています。

ただし、この法律の副作用と言いますか、いじめの定義を広げたがために、次のような危険性があることも理解していただきたいと思います。

1つ目は、「いじめの主観主義的認定」によって、被害者側が「いじめだ」「いやだ」と言えば「いじめ」と捉えることとなります。その延長で、先ほどの保護者ではないですけど「これはいじめだ」「いじめがあるのだから学校に問題があるのではないか」と短絡的に取られやすくなります。

「いじめの発生＝責任あり」という短絡的な考え方を生み出す危険性です。保護者が学校に対し、すぐに「責任を取ってください」「出るところに出ますよ」と対立的に出て、権利とか責任とか、そういった観点だけの話し合いになってしまうと、うまくいくものもいなくなるという危険性です。

2つ目は、被害者の主観的判断を重視するために、子どもたちが、「いじめ加害者」とみなされないよう、行動が萎縮してしまう危険性です。これは、私がいじめ対応の第三者委員会に入らせてもらったり、いじめ防止対策審議会で行くつかの事案を扱わせてもらう中で、非常に課題だと感じるところです。被害者側の主観に従ってある事象を「いじめ」と定義すると、必ず反対側に加害者側とされる児童生徒が出現します。先ほど述べた通り、手続の入り口場面であって、調査の結果、加害者とは認定されないこともあります。しかしながら、建前はそうであったとしても、いじめに対応する手続の中では「加害者とされる児童生徒」として扱われます。少なくともトラブルに巻き込まれたという状況になります。そうしますと、子どもたちは、一時的とはいえ加害者と扱われ、無用なトラブルに巻き込まれるくらいなら、ある子に対してプラスにもマイナスにも接触しないという判断をしてもおかしくありません。合理的な判断をする保護者であれば、子どもに対してそのような指導をするかもしれません。こうなると、様々な性格の子どもたちが、対立や衝突、葛藤を繰り返しながら集団で生活する力を養うことを意義とする学校の役割はどうなってしまうのでしょうか。

個人的にはこの法律の定義の仕方には問題があると考えていますが、現状を前提にすると、たとえある事象が「いじめ」と捉えられたとしても、あくまでもこの法律の手続に乗ったことを意味するだけであり、まだ被害者だとか加害者だと決まったわけではないことを保護者の方にご理解いただけるとよいと思います。

視点を変えますと、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義は、学校や保護者がいじめ紛争の具体的な対応を考えるためには役に立たないということです。この法律には、「からかいの事案にはこういう対応をしましょう」とか「ネットいじめの事案にはこういう対応をしましょう」ということは何も書かれていません。あくまでも、手続や仕組みが書いてあるだけで、その手続や仕組みに基づいてどういった内容の対応をすべきかということは、この法律には書かれていません。いじめ防止対策推進法だけではいじめ事案に対応できないのです。

(2) 在学契約・信義則に基づく対応

こちらが、いじめ防止対策推進法には書かれていない「対応の内容」の観点です。

「在学契約」「信義則」などと難しい言葉が使っていますが、要するに、学校側は児童生徒・保護者に対して、在学契約や信義則に基づき、児童生徒が学校生活を安全に送ることができるように配慮すべき義務（安全配慮義務）を負担しています。いじめ事案に対して適切な内容で対応することは、その安全配慮義務の具体的内容のひとつです。

児童生徒に対する安全配慮義務は、当然のことながら、いじめ防止対策推進法が施行される前から学校側に課せられており、今日お集まりの皆さんは、この義務を履行する具体的場面のひとつとして、いじめ事案に対応してきたはずです。

それでは、いじめ事案への適切な対応とはどういう内容なのでしょう。私がそれをお伝えできればよいのですが、そこまでの知見はありませんので、今日は、具体的なあるべき対応を検討するにあたっての整理の視点を提供したいと思います。

ア 「いじめ事象」を3類型で分類する

いじめの事象は、3つの類型で分類することが分かりやすいと思っています。

第1類型は「子どもが成長する過程で一般的に見られる日常的衝突の類い」です。この類型の事象は、今日いらっしゃる先生の方が具体的にイメージできると思います。子どもたちは、学校教育という集団の場で、いわゆる「けんか」といいますか、他の児童生徒との衝突を通じて社会生活の仕方を身に付け成長していきます。子どもたちは衝突を繰り返しながら、他者との関係性の構築方法を身に付けていきます。そういった段階の事象が、ここでいう第1類型となります。

第2類型は「子ども同士の衝突が社会化のプロセスを超えた激しいものとなり、一方的であって、教育上看過できないレベルにまでエスカレートした場合」です。いわば「教育課題としてのいじめ」です。

第3類型は「いじめが第2類型から更にエスカレートし、いじめの対象となっている児童・生徒の法的に保護されるべき権利・利益を損害する程度に至った場合」です。これが「法的問題としてのいじめ」です。

一応3つの類型に分けましたが、子ども同士のトラブルの事例について、どこからどこまでがこの類型に当てはまると明確に線を引けないのが難しいところです。特に第2類型と第3類型の差が難しいと思います。教育上指導すべきだという衝突のレベルである第2類型と、それを超えて法的な権利が侵害され法的対応が必要とされる衝突という第3類型ですが、その判断は連続的なものです。今日のところは、第1、第2、第3とレベルを分けて捉えてみてはどうかという提案のような形で話をさせていただきます。

これらの類型を概念的に整理しますと、第1類型が第2類型を包摂し、第2類型が第3類型を包摂する形となります。

ちなみに、「いじめ防止対策推進法で定義されるいじめ」をこれらの概念に重ねてみると、あまり正確ではないですが、第1、第2、第3類型に跨る格好となると思います。それだけいじめ防止

対策推進法のいじめの定義は広いということです。さらに言いますと、法的問題として対応が必要な重大な類型である第3類型に該当するものの、いじめ防止対策推進法のいじめには該当しない事象もあると思います。例えば、第三者から見るとひどくいじめだと思っても、被害者が全く苦痛を感じていないようなケースです。被害者の価値観とか人生観とか、あるいは打たれ強い性格等といった要因で、加害者の行為について特に問題ないと心底から思っている場合には、いじめ防止対策推進法のいじめの定義から外れてしまいます。では、被害者が嫌だと思っておらず、同法のいじめに該当しないから、学校は放置していいかという、そんなはずはありません。学校は、加害者に対して教育的見地、法的見地から指導をしなくてはならないし、被害者に対してもこれは理不尽なことだと認識できるよう教育していかなくてはならないはずです。やはり、いじめ防止対策推進法のいじめに当たるか否かという問題と、当該事案に対してどのような対応が適切かという対応の中身の問題は別の問題であることをお分かりいただけるひとつの例といえます。

イ 類型に相応しい対応を

いじめ事案への具体的な対応を検討するにあたり、この3類型を分けて整理した意味は、学校・保護者とも、当該事象が属する類型にふさわしい対応をすべきであると考えためです。

具体的に申し上げます。第1類型は、いじめ問題として扱わなくてもいい類型です。したがって、学校は、解消に向けた対応は不要です。社会化のプロセスの中で生じる衝突をいじめと捉えて排除することは、教育的な機能の放棄です。学校も保護者も、第2類型に移行しないように見守るのが原則的な対応となります。

第2類型の教育的課題としてのいじめのレベルに至ると、放置するわけにはいきません。教育的指導の中で、いじめの解消に向けた指導を行うことが原則になるでしょう。

第3類型は、被害者の法的な権利が侵害されていますので、上記の教育的対応に加えて、場合によっては、学校としても、例えば当事者間に損害賠償義務が生じるか否かなど、法的な結論を見据えた対応をしていかななくてはならないと思います。

逆の言い方をしますと、第1類型に該当する事象なのに、その事象の解消に向けて加害者被害者の双方から聞き取りをして、保護者と呼んで対応する等してしまいますと、先ほど申し上げた、子どもに対しては萎縮の効果を引き起こし、保護者との間では「こんなのをいじめとして扱うのですか」と信頼関係を失っていくことになります。

これと同様に、第2類型に対しては教育的対応にとどめるべきところ、法的な権利義務の話をして収めようとしていくのは適切とは言えませんし、また、反対に、第3類型に該当する事象なのに、教育的見地からの指導や見守りにとどめるなどといった対応も不適切です。

リスクマネジメントの観点から申し上げますと、いじめ事案への対応で、いわゆる泥沼化してしまう事案は、学校側のエラーが重なる事案です。1回くらいのエラーは挽回が可能なのですが、エラーを隠匿しようとしたり、最初の拙い対応を正当化するため更に拙い対応を上乗せしてしまったりとか、エラーが重なると保護者との関係が悪くなります。学校と保護者との信頼関係が失われた中で育っていく子どもは、傷ついたり、成長を阻害されたりしやすくなります。

この類型化の視点を持って、適切な事案の見立てをして、類型が移行しつつあるのなら対応も修正していくという観点を大切にして、エラーを重ねないようにしていただきたいと思います。

事象の類型化という整理方法に関して、もう一つ持っていただきたい視点として、本当に難しいのは、今、目の前で生じている子ども同士のトラブルが、第1類型から第3類型のどの類型にあた

るのかと認定することです。

この課題に対して、「こういう物差しで事象を見れば、どの類型か判断できる」などといった考え方は見当たりません。表面的には、単なるからかいとか喧嘩であって、第1類型かと思われる事象であっても、当該子どもの性格や、背景事情、過去からの経緯を踏まえれば、場合によっては類型が変わってくることもあるのではないかと思います。

やはり、その子どもたちのことを一番よく知っている学校と保護者とが、その事象を捉えたときに、それがどの類型にあたるのかということについて、情報共有やコミュニケーションを図りながら評価することを繰り返していくことしかないと思います。そして、一人ではなく組織的に判断すること、目の前の一点の事実だけでなく、過去からの事象の流れや、背景にある事柄などといった、横軸と縦軸の中でその事象を理解すること、学校と保護者で類型についての認識に齟齬が無いように留意すること、これらの観点を大切にしていきたいと思います。

また、ある事象が第3類型か否か、すなわち、被害生徒の法的な救済をすべき事案か否かについては、法的な判断も必要となる場合があるかと思っています。我々弁護士に早期から相談していただくことで、こうした視点を提供できるかと思っています。いじめ防止対策推進法や、これに基づく学校のいじめ防止対策指針において、専門家の視点を入れると記されていますが、こういった連携も期待されているかと思っています。

7 まとめ

本日のお話のまとめとして、最後にいくつかお伝えしたいと思います。

一つ目ですが、学校・保護者ともに理解していただきたいことですけれども、いじめ問題に対応する際に、「この事案は一体どういうことをもって解決したといえるのか」という観点を持ってい

ただきたいと思います。私ども弁護士の仕事であれば、例えば離婚の事案ですとか交通事故の事案であれば、「離婚ができた」とか「損害賠償金が得られた」といったことが解決となります。

しかしながら、いじめ問題は、「いじめの事実が裁判所で認められた」とか「慰謝料を得られた」ということは、当事者にとって解決のごくごく一部でしかないと思います。また、表面的に謝罪や握手をさせることが解決というわけでもないと思います。被害者とされる側も、そして加害者とされる側も、子どもたちがその事象を克服して、より幸せな生活を取り戻し、前を向いて進めるようになったということをもって解決だと捉えなければならぬと思います。

二つ目ですが、いじめ防止対策推進法に対しては、学校現場において様々な意見があると思います。しかしながら、法律がある以上は、目の前の事案に適用されますので、法律を正確に理解することが必要です。この法律を正確に理解して運用しなければ、いじめの解釈が広がったことにより、かえって学校現場が混乱し、子どもの健全な成長の土台としての機能を果たせない危険があるとも考えております。

いじめというのは、いわゆる四層構造で捉えなければならぬと言われます。加害者、被害者、観衆、傍観者です。そういう複雑な構造でいじめ事象を理解しなければなりません。ただ、このいじめ防止対策推進法は、この観点にあまり配慮がなく、被害者と加害者の二当事者対立構造でいじめ事象を捉えるものと言われており、観衆と傍観者が入りにくい構造になっています。教育現場の皆さんは、この法律ができる前から、四層構造の視点で対応をなさってきたと思いますが、この法律施行後も、そこは変わりませんので、いじめ対応の具体的な内容面については、従来の視点で引き続き対応していただきたいと思います。

最後に三つ目です。学校・保護者・地域における普段からの信頼関係の構築・維持は、子どもたちの成長の土台として根幹的なものです。そして、このことは、いじめ事案への対応でも同様です。

人間というのは、同じ内容を言われても、誰から言われるかとか、どういう関係性の中で言われるのかというところで、捉え方が全然違います。いじめ事案への対応も、人と人との関係の中で起きているトラブルを解決していく側面がありますので、普段からの人間関係がどの程度十分に構築されているかが事案の解決に極めて大切であると感じております。

普段から信頼関係を構築できている学校・保護者であれば、学校の思いも保護者に伝わりやすいですし、学校も保護者の意見を受け止めて真摯に対応していけますので、紛争が深刻化することは少ないと思います。いじめ防止の取り組み以外の点においても、学校・保護者とも、相互の信頼関係の構築維持に心を配っていただきたいです。

時間になりましたので、話を終わらせていただきます。本日はご静聴ありがとうございました。

(参考文献)

- ・山口卓男編著「新しい学校法務の実践と理論－教育現場と弁護士の効果的な連携のために－」(日本加除出版、2014)
- ・神内聡著「学校内弁護士－学校現場のための教育紛争対策ガイドブック－」(日本加除出版、2016)